

鴛巢地区人・農地プラン

市町村名	対象地区	作成年月日	更新年月日
南会津町	鴛巢	令和2年3月9日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	46.06ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	44.36ha
③地区内における70歳以上の農業者の耕作面積合計	10.25ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	3.02ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	14.25ha
(備考)	

2 対象地区の課題

・農業後継者が少なく、いずれ多くの農地が担い手に集約されることが予想されるものの、ほ場が分散しており効率的な作業ができていないため、農地集積と新たな担い手の確保を行う必要がある。
・素掘りの水路を使用している田もあるが、排水が悪く水稻の生育に影響が出る。
・イノシシ、クマ、サル等による獣害が発生している。場所によっては収穫できない農地もあり、今後も被害が増加することが予想される。
・作付け品目によっては農地集積や整備の考え方に違いがある。

3 対象地区における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・ほ場整備により水稻作付を行う担い手に農地を集め、団地化する。
・水稻以外の作物を栽培する新規農家の受け入れができるほ場を確保する。
・担い手が集まって法人設立を計画するための話し合いを行う。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

<p>○農地の貸付等の意向が表明された農地 177筆 142,508㎡</p>
<p>○ほ場整備への取組方針 作業の効率化や生産コスト低減により、担い手の負担軽減と農業生産性の向上を図るため、農地の大区画化・団地化等のほ場整備に取り組む。</p>
<p>○農地中間管理機構の活用方針 ほ場整備に合わせて経営のうちの集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則すべての農地を機構に貸し付ける。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合は、機構の機能を活用し、農地の一時保全や新たな受け手への貸し替えを進めることができるように機構を通じた担い手への集約を進めていく。</p>
<p>○作物に関する取組方針 基本的に稲作とトマトを中心に進める。ほ場整備において、稲作用の大区画農地を整備するほか、トマトなどの高収益作物の栽培に適した区画も整備し、今後増加する見込みの新規参入農家の受け入れにも対応できるようにする。</p>
<p>○鳥獣被害防止対策への取組方針 ほ場整備を実施の際、山沿いに電気柵などを設置し被害防止を図る。 研修会を開催し、専門家から効果的な対策や先進地区の取り組みを学習し、被害防止活動に活用する。</p>
<p>○災害対策への取組方針 現在、雨・雪等による水路の氾濫を防止するための整備・保全活動を実施しており、今後も継続して適正な保全に取り組む。</p>